

南アルプス市景観まちづくり条例に基づく工作物(移動通信用鉄塔)等の景観形成基準の運用について

趣 旨

市内における移動通信用鉄塔等の新築及び増改築については、南アルプス市景観まちづくり条例及び景観形成基準により、移動通信用鉄塔等を工作物と位置づけ、一定の高さを超える行為については届出制度を設ける中で、良好な景観形成を推進しておりますが、山梨県内全域における移動通信用鉄塔等の新設が急激に増加するにあたり、山梨県では、移動通信用鉄塔等に関する基準をより明確に示すため、「山梨県景観条例に基づく大規模建築物等の景観形成基準」を設けて平成24年4月2日より運用を進めております。

こうした状況を踏まえ、南アルプス市におきましても広域的な景観形成の推進という見地から、当面の間、「山梨県景観条例に基づく大規模建築物等の景観形成基準」に沿って南アルプス市景観まちづくり条例を運用し、移動通信鉄塔等の立地や構造等の検討を円滑に進めることを目標とします。

事前相談

南アルプス市景観まちづくり条例第21条において事前相談をすることが出来る旨の規定がありますので、円滑な景観行政推進のため、移動通信事業者の皆様におかれましては事前相談への協力をお願いします。

景観形成上重要な地域や場所

本基準中の「景観形成上重要な地域や場所」とは、

- ◆ 閑静な住宅地や観光地の周辺
- ◆ 南アルプス市景観計画に掲載されている景観形成推進ゾーン、歴史文化的景観ゾーン及びその周辺
- ◆ 南アルプス市景観まちづくり条例により指定された景観形成推進地区、良好な眺望場所、重要文化的景観、景観重要建造物、景観重要樹木、景観重要建造物、景観重要樹木、景観重要公共施設及びその周辺

■位置

- 行為地が景観形成推進ゾーンなど、景観形成上重要な場所については、主要な眺望場所からの眺望を著しく妨げることのないよう特に配慮すること。
- 行為地が景観重要公共施設に位置づけられた道路、河川等に接する場合は、できる限り当該施設等から後退した位置とすること。
- 行為地が山稜の近傍にある場合は、稜線を乱さないよう、できる限り屋根から低い位置とすること。

- 行為地が景観形成推進ゾーンなど、景観形成上重要な場所については、主要な眺望場所からの眺望を著しく妨げることのないよう特に配慮すること。

1、景観形成上重要な地域や場所では、主要な眺望場所からの眺望を著しく妨げる位置及び高さとなる鉄塔建設は認めないものとする。

- 行為地が景観重要公共施設に位置づけられた道路、河川等に接する場合は、できる限り当該施設等から後退した位置とすること。

1、当面の間、景観重要公共施設の位置づけにかかわらず、主要な道路(国道、主要地方道、その他南アルプス市が良好な景観形成を推進する上で重要と認める道路)にあっては、次の位置に設置するものとする。但し、地形条件等やむをえない場合や移動通信鉄塔等が目立たない場合を除く。

◆鉄塔式の場合

$$L \geq H$$

L: 道路から移動通信鉄塔等までの距離(m)

H: 移動通信鉄塔等の高さ(m)

◆鋼管及びコンクリート柱の場合(スリム鉄塔式を含む)

$$L \geq \frac{H}{2}$$

L: 道路から移動通信鉄塔等までの距離(m)

H: 移動通信鉄塔等の高さ(m)

※スリム鉄塔式とは、上下同一断面の鉄塔で、鋼管柱型と同断面程度のもの。

※高速道路、自動車専用道路は上記の倍の距離をとるものとする。

※Lは、道路の端部(側溝等の外側)から鉄塔等の外面までの距離とする。

2、当面の間、一般県道にあっては、次の位置に設置するものとする。但し、地形条件等やむをえない場合や移動通信鉄塔等が目立たない場合を除く。

◆鉄塔式の場合

$$L \geq \frac{H}{2}$$

L: 道路から移動通信鉄塔等までの距離(m)

H: 移動通信鉄塔等の高さ(m)

◆鋼管及びコンクリート柱の場合(スリム鉄塔式を含む)

$$L \geq \frac{H}{4}$$

L: 道路から移動通信鉄塔等までの距離(m)

H: 移動通信鉄塔等の高さ(m)

●行為地が山稜の近傍にある場合は、稜線を乱さないよう、できる限り尾根から低い位置とすること

- 1、稜線上への鉄塔建設は認めないものとする。
- 2、稜線上に建設しない場合であっても、稜線を乱さないように位置及び高さについて配慮するものとする。
- 3、鉄塔建設位置が、国立公園や県立自然公園エリアに含まれる場合は、関連部局と十分協議すること。

【備考】位置につきましては、添付資料(位置図)に座標値(世界測地系)の表示をお願いします。

■意 匠

●意匠については、周辺の景観との調和に配慮し、全体としてまとまりのある意匠を工夫すること。

●色彩は、落ちついた色彩を基調とし、周辺の景観との調和に配慮すること。

●意匠については、周辺の景観との調和に配慮し、全体としてまとまりのある意匠を工夫すること。

1、高さ

- 必要最小限の高さとすること。やむを得ない場合を除き原則30m以下とすること。
- 景観形成上重要な地域や場所に設置する場合は、広いエリアをカバーするような大規模な鉄塔は出来る限り避け、小規模な鉄塔による分散化等、景観への影響がより小さくなる手法を検討すること。
- 建物等の屋上に設置する場合は、建築物の形状や建築物の背後の景観を極力損なわないように配慮し、必要最小限の本数とすること。

【備考】・30mを超える鉄塔等は景観への影響が非常に大きいため、必要性を確認するため、電波エリア図及び理由書の提出を求めます。

2、形状

形状は鋼管柱型、スリム鉄塔式、コンクリート柱式を標準とする。

なお、やむを得ず通常の鉄塔式で認めるのは、山林内に隠れ景観に影響がない場合や、施工条件の問題で通常の鉄塔式でなければ建設が不可能であり、かつ、景観に問題が生じない場合とする。

ただし、周辺の景観の状況等によっては、他の形状を検討してもよいものとする。

3、共同化

- 同じ地点から複数の鉄塔が見えることのないように、他事業者の鉄塔との共同化に努めること。共同化することが技術的理由等により不可能な場合に限り、やむを得ず新設することを認めるものとする。
- 行為の届出までには、他の移動通信事業者に共同建設又は共架の意向確認を行うものとし、共架意向がある場合、将来、他事業者からの要請に応じて共同化の対応が可能な構造とすよう配慮すること。なお、共同化の意向がない場合は単独建設を認めるが、その場合、原則として以後3年間は周辺(半径 500m)に届出対象となる新たな移動通信鉄塔の建設を認めないものとする。
- 共同建設又は共架を行う場合には、単独建設に比べ鉄塔の規模や強度を考慮する必要があるため、本運用の内容によらず別途個別に協議を行うことができるものとする。

■ 色 彩

●色彩は、落ちついた色彩を基調とし、周辺の景観との調和に配慮すること。

1、鉄塔の色彩は以下を基本としつつ、周辺景観との調和に配慮すること。

- 鉄塔(アングル鉄塔) 【高さ 20m～50m程度】
 - ・亜鉛メッキのリン酸処理(N4.5)
 - ・亜鉛メッキ+塗装(※こげ茶)----- 自然公園法エリア、南アルプス市景観条例に基づく山岳景観エリア・山間景観エリアまたは景観形成上重要な地域や場所
- 鋼管柱 【高さ 15m～30m程度】
 - ・亜鉛メッキのリン酸処理(N4.5)
 - ・亜鉛メッキ+塗装(※こげ茶)----- 自然公園法エリア、南アルプス市景観条例に基づく山岳景観エリア・山間景観エリアまたは景観形成上重要な地域や場所
- コンクリート柱 【高さ 15m～20m程度】
 - ・コンクリート色(N7)
 - ・こげ茶(※) ----- 自然公園法エリア、南アルプス市景観条例に基づく山岳景観エリア・山間景観エリアまたは景観形成上重要な地域や場所

2、設備機器類の色彩は以下を基本としつつ、周辺景観との調和に配慮すること。

設備機器類は、鉄塔の配色に合わせることを基本としつつ、鉄塔が亜鉛メッキの場合であってもこげ茶が馴染む場合は選択する。

- 鉄塔が亜鉛メッキ(リン酸処理)、コンクリート色の場合 ----- 低明度灰色(N5程度)
- 鉄塔が塗装(※こげ茶)の場合 ----- こげ茶(※)

なお、やむを得ず上記以外の色を選択する場合は、設備機器類を遮へいするため生垣等の設置を行うこと。

3、フェンスの色彩は以下を基本としつつ、周辺景観との調和に配慮すること。

色彩は樹木の緑に馴染むようこげ茶(ダークブラウン)を基本としつつ、周辺の状況からグレー又は亜鉛メッキを選択する。

※ こげ茶は 10YR2/1程度で、つや消しのものを標準とする。

(参考)景観に配慮した防護柵の整備ガイドライン(H16.3) こげ茶は10YR2/1

■緑化

- 敷地内はできる限り緑化するとともに、敷地の境界を囲う場合には、生け垣等の植栽に努めること。
- 樹姿又は樹勢が優れた既存の樹木がある場合には、できる限り保存又は移植によって修景に生かすよう配慮すること。

- 敷地内はできる限り緑化するとともに、敷地の境界を囲う場合には、生け垣等の植栽に努めること。
- 工作物等が周辺に与える威圧感、圧迫感及び突出感を和らげるように樹木の高さ及びその配置に努めること。
- 景観形成上重要な地域に設置する場合で、周辺に樹木等が無い場合は、生垣の設置等、積極的に敷地内の緑化を行うこと。
- 設備機器類の色彩に基準以外の色を選択した場合は、設備機器類を遮へいするため生垣の設置等を行うこと。
- 生垣は、出来る限りフェンスの外側に設置するよう配慮するものとするが、不可能な場合は、フェンスの内側であっても出来る限りフェンスに近い場所の植栽し、徒長枝によりフェンスを隠蔽できるよう配慮すること。
- 緑化にあたっては、地域性を考慮した樹種の選定に努め、適切な維持管理を行うこと。

■その他

- 南アルプス市景観計画に掲載されている歴史文化的景観ゾーンにおいては、形態、意匠、色彩及び材料等、周辺景観との調和について特に配慮すること。
- 神社、寺院、遺跡等の歴史文化的景観資源の近傍にあっては、これらに違和感を与えることのないように位置、形態、意匠、色彩及び材料について特に配慮すること。
- 歴史文化的景観資源の良好な眺望場所において、鉄塔が重ならないこと。

届出時に必要な資料(正副2部提出)

	種類	縮尺又は様式	明記すべき事項
1	景観計画区域内行為届出書	様式第9号及び別紙2-1(移動通信用鉄塔)	
2	委任状	任意	・行為者が代理者に対して届出事務を委任する書面
3	案内図	25,000分の1程度	・方位 ・道路、鉄道(最寄りの主要な道路・鉄道に着色) ・行為の位置
4	位置図	2,500分の1程度	・方位 ・道路、鉄道(最寄りの主要な道路・鉄道に着色) ・行為の位置 ・座標値(世界測地系)
5	写真	サービス版程度 A4用紙に貼付け又は印刷	・設置位置周辺の写真 ・当該地域において主要な道路、橋梁又は眺望地点とされるような位置から建設地を撮影し、その写真に鉄塔等を赤色で明示したもの。山や構造物等により鉄塔等が見えない場合は、その旨を明示したもの。 (最低3方向以上は用意すること)
6	現況平面図	100分の1以上	・方位
7	配置図	100分の1以上	・方位 ・道路、鉄道(最寄りの主要な道路・鉄道に着色) ・行為の位置(鉄塔) ・植栽樹木等の位置、樹種、樹高
8	立面図	50分の1以上	・3面以上 ・色彩(マンセル値、色見本表等で表示) ・寸法
9	設備配置図	200分の1以上	・配置図に表示できる場合は不要
10	植栽配置図	200分の1以上	・配置図に表示できる場合は不要
11	外構図	200分の1以上	・配置図に表示できる場合は不要
12	設計図	必要に応じて	
13	他社との共架についての説明資料等	任意	・既存鉄塔に共架することが不可能であることを説明する書類。 ・今回の建設にあたり、他事業者からの共架希望の有無の確認書の写し。
14	近隣住民対応説明書	任意	・鉄塔設置に伴い近隣住民への説明を実施した日時、内容等が分かるもの。
15	電波エリア図(鉄塔が30mを超える場合)	任意	・方位 ・道路、鉄道 ・行為の位置 ・現在カバーされているエリア(任意に着色) ・30mで設置した場合のエリア線(青色) ・届出する鉄塔を設置した場合のエリア線(赤色)
16	鉄塔が30mを超える場合の理由書	任意	